

【概要版】嬉野市下水道事業法適用基本計画

はじめに

本市の下水道事業は、平成5年度の事業着手より、塩田町の農業集落排水4地区、嬉野町の公共下水道、集合処理区域以外の特定地域生活排水処理の3事業により、汚水処理施設整備を進めており、平成30年度末における汚水処理人口普及率64.9%に至っています。

今後は、未整備地区の整備概成と併せて、既存施設の老朽化対策等を効率的に実施していく必要があります。加えて、人口減少に伴う地方財政状況の悪化、人口減少ならびに節水型社会への転換による下水道使用料収入の低下などの情勢変化に対し、より一層、経営の安定化への努力が必要となってまいります。

これらの状況を踏まえ、将来に渡り、持続的に安全・安心な下水道サービスを提供するため、経費区分を明確にした上で戦略的に経営、投資を行うことができる企業会計方式を導入し、より一層の経営の効率化、経営基盤の強化を図る必要があります。

嬉野市下水道事業は令和4年4月に地方公営企業法の適用（以下、「法適用」といいます）を受ける予定としました。法適用を円滑に進め、法適用のメリットを最大限活かせる事業環境を整備するため、法適用基本計画を策定しました。

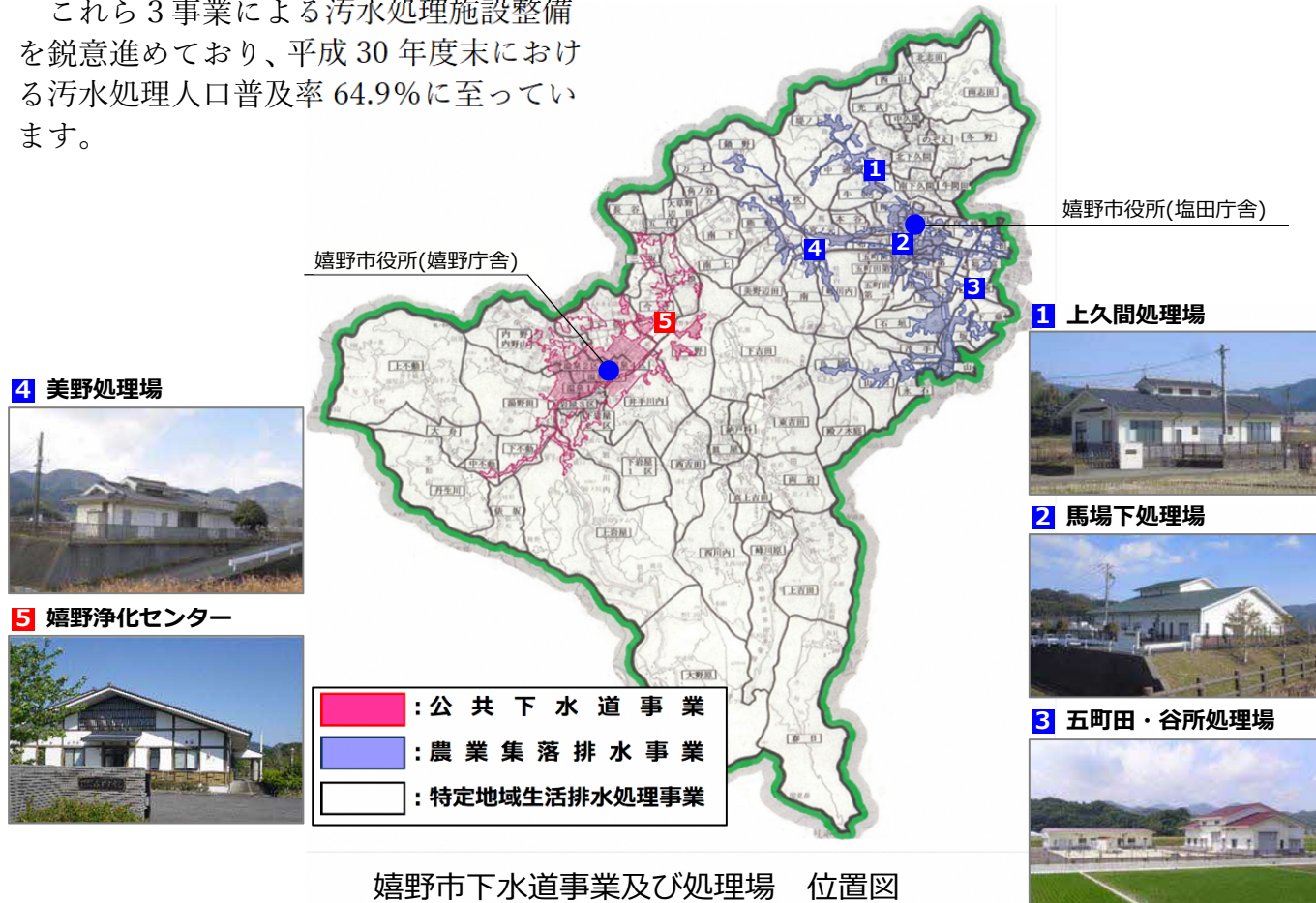
嬉野市下水道事業の概要

塩田町では、平成5年より農業集落排水の整備に着手し、平成7年に供用を開始しました。その後、順次、農業集落排水3地区の整備を進め、現在では、美野、上久間、馬場下、五町田・谷所の4地区で事業を運営しています。

嬉野町では、平成12年度より公共下水道の整備に着手し、平成18年度に供用を開始しています。

平成26年度には集合処理の区域を見直し、平成27年度より、集合処理計画区域外においては、特定地域生活排水処理事業により合併処理浄化槽の整備を進めてきています。

これら3事業による汚水処理施設整備を鋭意進めており、平成30年度末における汚水処理人口普及率64.9%に至っています。



法適用の目的

●法適用の意義

下水道施設は、住民の恒久的な財産であり、適正に維持しつつ、その利用に供していかなければなりません。厳しい財政状況の下で健全な事業運営を確保していくためには、経営状況を正しく捉え、内部的にはもとより、利用者に対しても理解を求めていく必要があります。

そのためには、事業の経営成績や財政状況を明確に把握することが可能な経理方式、すなわち発生主義に基づく複式簿記の手法によって経理する「企業会計方式」を採用することが有効と考えられます。

●法適用の目的

①経営基盤の強化

- ・損益取引と資本取引の区分により、経営状況を的確に把握することができる。
- ・固定資産管理の適正化により、資産の状況が経理上明確となる。
- ・資産と財源（負債、資本）のバランスが明確になり、適切な世代間負担や財務安全性が検証でき、経営分析を通じて将来の経営計画を策定し、経営健全化を図ることができる。

②経費負担区分の明確化

- ・期間損益計算による使用料対象原価が明確化され、適正な料金算定ができる。
- ・損益取引と資本取引の区分により、一般会計の負担経費を明確化することができる。

③アカウントビリティの向上

- ・損益取引と資本取引の区分により、一般会計繰入額および使用料金の算定根拠が明確になり、アカウントビリティが向上する。
- ・貸借対照表により、事業開始からの経営状況が明確になる。

●法適用のメリット

①経営基盤の明確化

- ・経営状況が明確化するとともに、財務状況（資産等）と合わせて総合的な事業評価が行えます。
- ・また、経費負担区分の明確化により、下水道使用料の対象原価が明確化することに伴い、下水道使用料が適切に算定できるようになります。

②維持管理時代に合致した経営体制づくり

- ・今後は普及促進の建設から維持管理に移行していく見通しです。当年度の現金収支フローに重きを置いた官公庁会計方式から企業会計方式に移行することにより、ストック資産の状況とその資金回収の割合等が経理上明確となります。

③情報公開と透明性の向上による住民へのアカウントビリティを確保

- ・法適用により、事業の経営状況の正確な把握が可能となり、負担と受益の関係も分かりやすくなるため、住民の理解の深まりが期待できます。

④職員の経営意識の向上

- ・企業会計の導入により、経営状況が明確となるため、職員の経営意識の一層の向上が図られることが期待できます。

⑤その他効果

- ・消費税計算の特例を受ける等、節税効果が期待できます。

嬉野市下水道事業 法適用基本方針

(1) 法の適用時期

● 令和4年4月1日

「公営企業会計の適用の更なる推進について（平成31年1月25日付総務大臣通知）」では、令和5年度末までを拡大集中取組期間とする公営企業会計の適用拡大に向けた新たなロードマップが示され、人口3万人未満の下水道（公共、集排、浄化槽等）は令和5年度末までに地方公営企業への移行（地方公営企業法の適用）を行うことが要請されています。

本市下水道事業は、既に法適用の検討を進めており、令和2年2月より法適用に本格的に着手していることから、準備期間を2ヵ年確保し、法適用の時期は令和4年4月1日とします。

(2) 法適用の対象事業

● 公共下水道事業 ● 農業集落排水事業 ● 特定地域生活排水処理事業

嬉野市の下水道は、公共下水道事業、農業集落排水事業、特定地域生活排水処理事業の3事業を運営しています。先に示した「公営企業会計の適用の更なる推進について（平成31年1月25日付総務大臣通知）」では、これら全ての事業が令和5年度末までの法適用を要請する事業の対象となっています。

(3) 法の適用範囲

● 全部適用

地方公営企業法は、地方自治法、地方財政法および地方公務員法の特別法であり、地方公共団体が経営する企業に同法が適用される場合は、組織について原則として管理者を設置し、財務については発生主義に基づく企業会計方式による経理と管理者による出納等が行われます。

地方公営企業法は、主に「第2章 組織」、「第3章 財務」、「第4章 職員の身分取扱」の各規定で構成され、このうち「第3章 財務」に限定した特例を適用するのが「一部適用」、全ての特例を適用するのが「全部適用」と称されています。

端的に企業会計の運用によるメリットを早期に発揮することが目的であれば「一部適用」が、より踏み込んだ合理的・機動的な独立した企業組織の構築を目指す場合は「全部適用」が優位といえます。

本市下水道事業においては、より踏み込んだ合理的・機動的な独立した企業組織の構築を目指すこととし、法適用範囲は全部適用とします。

(4) 管理者設置の有無

● 設置しない（市長が管理者を兼務）

- ・「第4章 基礎調査」で整理したとおり、事業規模が大きく独立した企業としての運営が望ましい企業を除いては、管理者非設置としているケースが多くなっています。
- ・嬉野市の上水道事業は管理者非設置としています。
- ・これらを勘案し、嬉野市下水道事業は管理者を設置しない（市長が管理者を兼務）とします。

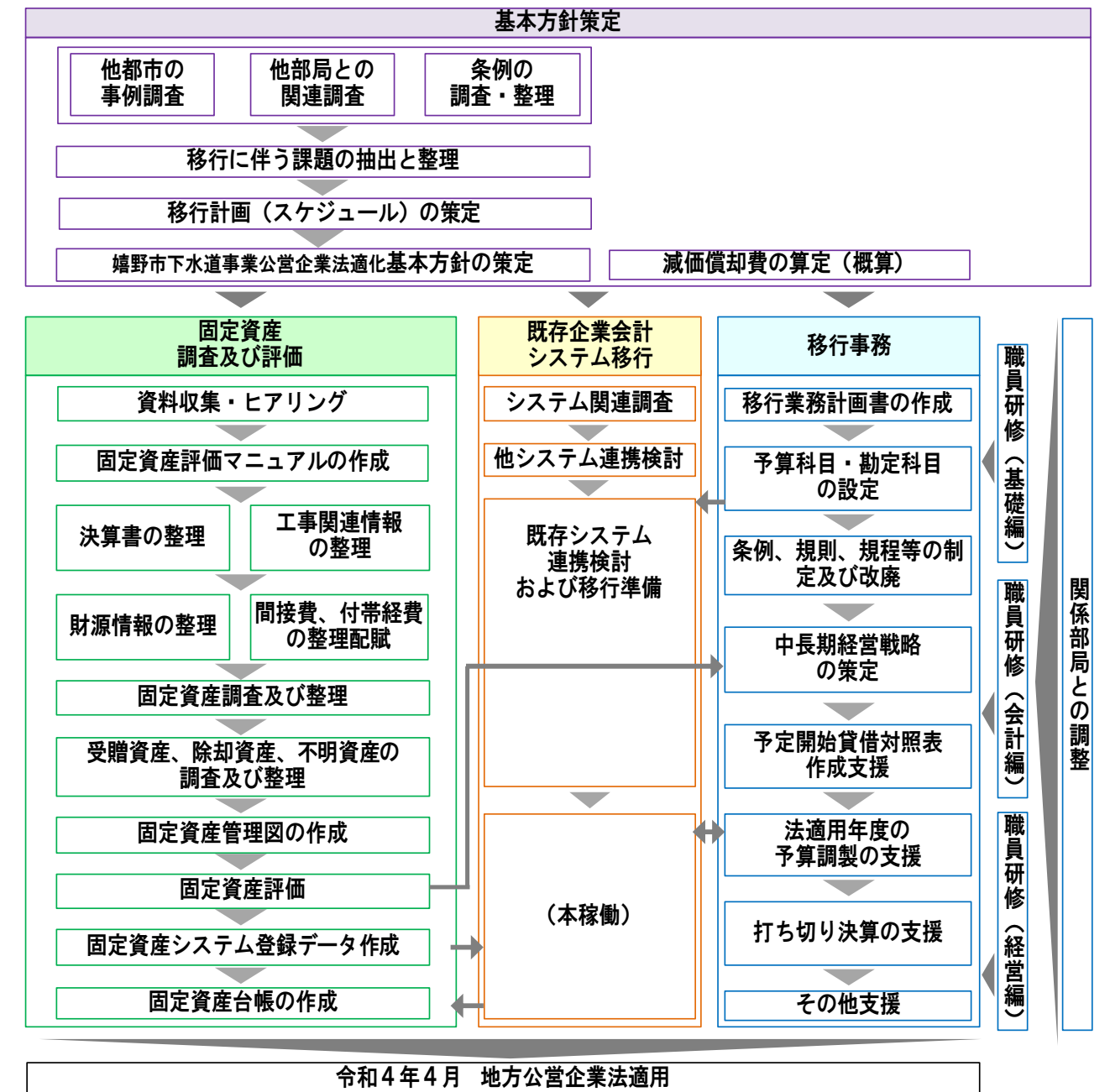
(5) 適用後の組織体制

● 「建設部環境下水道課」として下水道単独組織での運営

- ・上下水道の組織統合は、市民サービスの向上、良好な水循環環境形成の推進、維持管理・防災・事業継続の体制強化、業務の効率化・コスト縮減のメリットが発揮されます。ただし、組織統合に際しては職員の負担増大等のデメリットが生じることもあります。
- ・本市は、平成27年度～28年度に水道部局と課の統合を行いました（会計は別会計）、水道部局は令和2年度中に佐賀西部広域水道企業団に合併する予定であることから、下水道単独組織での運営とします。

法適用の流れ

本市下水道事業の法適用の流れを、下図に示します。



令和2年4月発行

編集・発行 嬉野市建設部環境下水道課

〒843-0392 佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙 1185 番地

URL <https://www.city.ureshino.lg.jp/>